# (7) 心身障害者扶養共済制度

? 福祉課障がい班 市役所総合窓口課 問合せ先 各総合支所地域振興課

心身に障がいがあるために独立自活することが困難な方を扶養している保護者の方が、

その生存中に毎月一定の掛金をかけ、万一のことがあった場合に、後に残された心身 に障がいがある方に終身、一定の年金を支給する制度です。

### ○対象となる心身障がいの程度

- ①知的に障がいのある方
- ②身体障害者手帳が | 級から3級までの方
- ③心身に永続的な障がいを持ち、その障がいの程度が①・②と同程度の方

### 〇加入対象者

現に上記の心身障害者(児)を扶養している方で

- ・県内に住んでいること
- ・65歳未満であること
- ・特別の疾病や障がいがなく、生命保険に加入できる健康状態にあること

## ○年金の額(加入者が死亡または重度障がい者になった場合)

| 口加入のとき …… 月額 20,000円

2口加入のとき …… 月額 40,000円

※加入者より先に障がいのある方(児)が死亡したときは、弔慰金(加入期間が I 年以上であることが条件)が支給されます。

#### ○掛金の額

掛金の額は、加入時及び口数追加時の年度(4月 | 日から翌年3月3 | 日)の4月 | 日時点の加入者の年齢に応じて金額が決まります。